

子家第1317号  
平成31年3月13日

関係課長 様

子ども家庭課長

学校・保育所等において児童虐待が疑われる事案を発見した場合の  
子ども相談センターへの通告判断基準について（通知）

本年1月に千葉県野田市において10歳の女兒が父親からの虐待を受けて死亡する事件が発生したことを踏まえ、2月8日の関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日関係閣僚会議決定）の更なる徹底・強化を図ることが決定されました。

この決定を受け、各関係課におかれましては、所管の学校・保育所等に対し、児童虐待に関する相談・通告に係る体制強化・徹底を図っていただいているところですが、学校等現場における緊急性の判断基準が不明確なため、市町村や子ども相談センターへの通告を迷われることが想定されます。

このため、今般、学校・保育所等において児童虐待が疑われる事案を発見した場合の子ども相談センターへの通告基準を別添のとおり定めましたので、通知します。

関係課におかれましては、所管の学校・保育所等に対し別添通告判断基準の周知・徹底を行っていただきますようお願いいたします。

担当課	子ども家庭課		
担当係長	不破	担当	今井
E-mail	imai-takaaki@pref.gifu.lg.jp		
電話番号	(058)272-1111	内線	2637
FAX番号	(058)278-2644		